

# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

## 株式会社の支配に関する基本方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 丸全昭和運輸株式会社

「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.maruzenshowa.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、2017年5月11日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、2017年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

### I.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、係る提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

### II.基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1931年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のＩＴ技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、ＣＳＲへの取組みを実践していることにあると考えております。

### Ⅲ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定 が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要と目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続しております。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするために、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

#### 2. 本プランの内容

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、または行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）とともに、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうとともに、独立委員会に対し買収防衛策発動の是非について諮詢します。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することができます。

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行なうこととします。

なお、本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

#### IV.上記ⅡおよびⅢの取組みについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記ⅡおよびⅢの取組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### （1）買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社

丸十運輸倉庫(株)、丸全水戸運輸(株)、丸全北海道運輸(株)、マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド、丸全京浜物流(株)、丸全中部物流(株)、丸全関西物流(株)、丸全鹿島物流(株)、丸全京葉物流(株)、昭和物流(株)、昭和アルミサービス(株)、S A S ロジスティックス(株)、(株)スマイルライン、丸全港運(株)、丸全流通サービス(株)、丸全茨城流通(株)、丸全九州運輸(株)、武州運輸倉庫(株)、丸全関西流通(株)、丸全中部流通(株)、丸全トランスパック(株)、鹿島タンクターミナル(株)、丸全電産ロジステック(株)、丸全電産儲運(平湖)有限公司、ベトナム丸全電産ロジステック会社、国際埠頭(株)

なお、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった国際埠頭(株)の株式を追加取得したことにより、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社

丸昭自動車工業(株) 他 11社

非連結子会社12社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社

1 社

丸全商事(株)

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

17社

徐州丸全外運有限公司、丸昭自動車工業(株) 他 15社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

##### (3) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちマルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド、丸全電産儲運(平湖)有限公司及びベトナム丸全電産ロジステック会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ②たな卸資産

貯蔵品

主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### ③役員賞与引当金

国内連結子会社の一部は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

###### ④役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

###### ⑤災害損失引当金

災害等により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③連結子会社における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、10年以内で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務（すべて財団抵当に係るもの）	
建物及び構築物	1,225百万円
機械装置	134百万円
土地	1,525百万円
計	2,885百万円

### 上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	724百万円
長期借入金	2,405百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	88,120百万円
-------------------	-----------

### 3. 圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	426百万円
機械装置	60百万円
土地	123百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式数	千株	千株	千株	千株
普通株式	20,612	—	—	20,612
合計	20,612	—	—	20,612
自己株式				
普通株式(注)	339	16	25	330
合計	339	16	25	330

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、連結子会社化に伴う持分法会社株式の買取り15千株、単元未満株式の買取り1千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の処分25千株であります。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	721百万円	35.0 円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	669百万円	32.5 円	2019年9月30日	2019年12月9日

### (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	772百万円	37.5 円	2020年3月31日	2020年6月29日

## 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金	511
未払事業税	119
退職給付に係る負債	212
資産除去債務	210
投資有価証券評価損	64
賞与に係る法定厚生費	77
役員退職慰労引当金	24
繰越欠損金	111
その他	352
繰延税金資産小計	1,687
評価性引当額	△113
繰延税金資産合計	1,573
繰延税金負債	
固定資産買換圧縮積立金	△613
その他有価証券評価差額金	△1,500
資産除去債務に対応する除去費用	△52
退職給付に係る資産	△49
土地評価差額	△1,606
その他	△92
繰延税金負債合計	△3,914
繰延税金負債の純額	△2,341

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業資金にかかる資金調達であり、長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

社債は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	12,875	12,875	—
(2) 受取手形及び営業未収金	26,413	26,413	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	22,589	22,589	—
(4) 支払手形及び営業未払金	(11,737)	(11,737)	—
(5) 短期借入金	(9,977)	(9,977)	—
(6) 社債	(400)	(397)	2
(7) 長期借入金	(16,130)	(16,039)	90

(\*) 負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、長期借入金については1年内返済予定の長期借入金3,374百万円が含まれています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,140百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

## 6. 貸貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,475円06銭
1株当たり当期純利益	396円23銭

## 8. 企業結合等関係に関する注記

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である国際埠頭株式会社の株式を追加取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結、2019年6月21日に株式を取得しました。これにより、国際埠頭株式会社は当社の連結子会社に該当することになりました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称、事業の内容及び規模

名称 国際埠頭株式会社

事業内容 港湾運送事業、倉庫業、農産物及び鉱産物の加工業、内航海運業、貨物利用  
運送事業他

規模（2019年3月期）

資本金 1,800百万円

売上高 4,377百万円

経常利益 792百万円

②企業結合を行なった主な理由

当社は、社会基盤の一翼を担う企業として、「品質」を維持しつつ、安定した物流サービスを提供し続け、顧客にとっての「ロジスティクス・パートナー」としての使命を果たすため、事業競争力の強化、企業基盤の強化に取り組んでおります。近年は、労働力不足を背景に、装置産業ともいえる、タンクターミナル事業、バルクターミナル事業をグループ会社にて運営し、物流サービスの拡大に注力しております。本件は、当社が国際埠頭株式会社を連結子会社化することにより、物流拠点の強化及び物流サービスの拡大を期待できることから、国際埠頭株式会社の株式を追加取得することといたしました。

③企業結合日

2019年6月21日（株式取得日）

2019年4月1日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	35.52%
--------------------	--------

企業結合日に追加取得した議決権比率	50.10%
-------------------	--------

取得後の議決権比率	85.62%
-----------	--------

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2)当連結累計期間に係る当連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合の直前に所有していた普通株式の 企業結合日における時価	4,713百万円	
追加取得の対価	現金	6,647百万円
		11,360百万円

(4)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 2,108百万円

(5)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 48百万円

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	320百万円
固定資産	13,560百万円
資産合計	13,880百万円
流動負債	705百万円
固定負債	2,002百万円
負債合計	2,708百万円

(7)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額 1,831百万円

②発生原因 期待される将来の超過収益力によるものです。

③償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金  
(前払年金費用)
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生事業年度の翌年度から費用処理することとしております。
- また、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。
- また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- 台風19号等の災害等により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。
- (4) 災害損失引当金

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産（すべて財団抵当に係るもの）

建物	287百万円
土地	861百万円
計	1,148百万円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	550百万円
長期借入金	2,021百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

53,974百万円

### 3. 圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物	426百万円
機械装置	60百万円
土地	123百万円

### 4. 偶発債務

#### 保証債務額

下記の会社の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。

昭和物流(株)	270百万円
丸十運輸倉庫(株)	170百万円
昭和アルミサービス(株)	50百万円
S A S ロジスティックス(株)	5百万円
計	495百万円

### 5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,596百万円
長期金銭債権	256百万円
短期金銭債務	2,465百万円
長期金銭債務	20百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高	2,933百万円
仕入高	17,421百万円
営業取引以外の取引高	1,020百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	4千株	1千株	-	6千株
合計	4千株	1千株	-	6千株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
賞与引当金	244
資産除去債務	169
未払事業税	89
投資有価証券評価損	64
その他	266
繰延税金資産小計	834
評価性引当額	△11
繰延税金資産合計	823
繰延税金負債	
前払年金費用	△44
固定資産買換圧縮積立金	△613
その他有価証券評価差額金	△1,410
資産除去債務に対応する除去費用	△50
繰延税金負債合計	△2,119
繰延税金負債の純額	△1,295

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	丸全電産儲運（平湖）有限公司	直接 91.24% 間接 8.76%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注)	2,790	-	-

（注）出資の引受については、全額丸全電産儲運（平湖）有限公司へ出資したものです。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,866円86銭
1株当たり当期純利益	292円06銭